

当院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省・地方厚生（支）局に届け出を行っています。

○ 当院が満たしている施設基準について

安全かつ高品質な歯科医療を提供するため、職員研修や診療設備の充実を図り、以下の施設基準については該当する旨を、厚生労働省に届出し、認可を頂いております。

○ 「初診料（注1の規定）」に関する施設基準

1. 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者様ごとに交換を行い、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等の十分な院内感染対策を講じております。
2. 感染症を保有する患者さまに対して歯科診療を提供できる体制を確保しております。
3. 院内感染対策防止に係る研修を受講した歯科医師を常勤で配置しております。
4. 待合室に院内感染対策指針を掲示しております。
5. 院内感染対策の実施状況について、定期的に厚生労働省地方厚生局に報告を行っております。

○ 歯科外来診療感染対策加算1に関する施設基準

歯科外来診療における診療感染対策に必要な体制を準備し、十分な機器を有し、研修を受けた者を常勤として配置し、院内感染対策に努めております。

○ 歯科外来診療医療安全対策加算1に関する施設基準

1. 歯科外来診療における医療安全対策に必要な体制を整備し、十分な機器を有し、研修を受けた歯科医師を常勤させ、職員に医療安全対策に係る院内研修等を定期的実施しております。また、緊急時には連携医療機関（奈良県総合医療センター）に連絡を取り、適切に対処を行える体制を整えております。
2. 自動体外式除細動器（AED）を常備しています。

○ 医療情報取得加算に関する施設基準

質の高い診療を実施するため、電子資格確認を行う態勢を整備し、必要な医療情報を取得・活用し、診療を行っております。

○ 明細書発行体制等加算に関する施設基準

診療に係る明細書を交付しております。希望されない方は事前にお申し付け下さい。

○ **一般名処方加算に関する施設基準**

お薬は「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することで、「後発医薬品の使用促進を図る」とともに、「医薬品の安定供給」に向けた取り組みを行っております。

○ **手術用顕微鏡加算に関する施設基準**

根管（歯の根）治療に際し、複雑な形をしている根管（根の中の管）内を適切に処置できるよう、歯科用3次元エックス線装置（歯科用CT）と手術用顕微（3倍から20倍まで拡大視が可能な装置）を用いた治療を行っております。

○ **歯根端切除手術の注3に関する施設基準**

根尖病巣（歯の根元の病気）があり、根管治療で対応が困難な場合に、歯科用3次元エックス線装置（歯科用CT）を使用し、正確な画像診断を行い、手術用顕微鏡（3倍から20倍まで拡大視が可能な装置）を用いて根尖病巣を切除する手術を行うことが可能です。

